

吉野川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が利用できる行政サービス一覧

2025(令和7)年4月1日現在(随時更新)

パートナーシップ宣誓者が利用できるサービス（受領書等を提示してください）

	利用可能な行政サービス	内 容	問い合わせ先
1	市営住宅の入居申込	パートナーシップ関係にある2人を婚姻関係と同様の事情にある者とし、市営住宅の入居申込を可能とする。ただし、他に収入等の入居要件があり。	都市計画住宅課 電話: 0883-22-2225 FAX: 0883-22-2246 Eメール: juutaku@yoshinogawa.i-tokushima.jp
2	金婚・ダイヤモンド婚記念式典の対象者	民法に基づく婚姻と同様に、本市金婚・ダイヤモンド婚記念式典の対象者となる。	長寿いきがい課 電話: 0883-22-2264 FAX: 0883-22-2260 Eメール: kaigo@yoshinogawa.i-tokushima.jp
3	ず〜っと吉野川市！！定住支援事業	市内に住宅を取得した40歳未満の方へ補助金を交付する。補助対象者要件のうち、「40歳未満の人又は生計を一にする同居の配偶者が40歳未満の人」を、生計を一にする同居のパートナーシップ関係にある人についても認める。	市長公室 電話: 0883-22-2203 FAX: 0883-22-2244 Eメール: m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp
4	届出記念撮影事業	申込書に必要事項を記入し、職員が記念撮影を行う。後日、メッセージカードとともに写真データをインターネットメールにて送信する。	市民生活課 電話: 0883-22-2210 FAX: 0883-22-2245 Eメール: shimin@yoshinogawa.i-tokushima.jp
5	母子健康手帳の交付	妊婦が来庁できない場合、配偶者と同様に代理申請ができる。	こども家庭センター 電話: 0883-22-2267 FAX: 0883-22-2245 Eメール: kodomo@yoshinogawa.i-tokushima.jp
6	ファミリーシップの届出	パートナーシップ宣誓者に、生計を同一にする未成年の子(実子または養子)がいる場合、ファミリーシップの届出ができる。	人権課 電話: 0883-22-2229 FAX: 0883-22-2260 Eメール: jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp
7	災害時の安否情報の提供について	照会者は、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況等の必要と認められる情報を提供する。	危機管理課 電話: 0883-22-2235 FAX: 0883-22-2248 Eメール: bousai@yoshinogawa.i-tokushima.jp

ファミリーシップ宣誓者が利用できるサービス（受領書等を提示してください）

	利用可能な行政サービス	内 容	問い合わせ先
1	市営住宅の入居申込	パートナーシップ関係にある2人を婚姻関係と同様の事情にある者とし、市営住宅の入居申込を可能とし、パートナーの子も入居申込ができる。ただし、他に収入等の入居要件があり。	都市計画住宅課 電話: 0883-22-2225 FAX: 0883-22-2246 Eメール: juutaku@yoshinogawa.i-tokushima.jp

パートナーシップ宣誓をしなくても利用できるサービス

	利用可能な行政サービス	内 容	問い合わせ先
1	住民異動	同居者(住民票同一世帯のものに限る)が転入を除く住民異動(転出、転居など)ができる。 ※権限により転入の手続きが可能な場合があります。	市民生活課 電話: 0883-22-2210 FAX: 0883-22-2245 Eメール: shimin@yoshinogawa.i-tokushima.jp
2	国民健康保険の加入・脱退	同居者(住民票同一世帯のものに限る)が国民健康保険の加入・脱退の手続きができる。	
3	住民票に関連する証明書請求	同居者(住民票同一世帯のものに限る)が住民票に関連する証明書(住民票の写し、住民票記載事項証明)の請求ができる。	
4	印鑑証明書の請求	印鑑登録証を持参した者が印鑑登録証明書の請求ができる。	
5	国民健康保険制度	同居者(住民票同一世帯のものに限る)としての各種申請を受付。	国保年金課 電話: 0883-22-2213 FAX: 0883-22-2243 Eメール: kokuhonenkin@yoshinogawa.i-tokushima.jp
6	後期高齢者医療制度	同居者(住民票同一世帯のものに限る)としての各種申請を受付。	
7	生活保護制度	住民票、戸籍、続柄等に関わらず、居住実態による世帯を単位として実施。	社会福祉課 電話: 0883-22-2262 FAX: 0883-22-2260 Eメール: chiikifukushi@yoshinogawa.i-tokushima.jp
8	生活困窮者自立支援事業	住民票、戸籍、続柄等に関わらず、居住実態による世帯を単位として実施。	
9	障がい福祉サービス	同居者(住民票同一世帯の者に限る)としての各種申請を受付。	
10	災害見舞金の給付	火災等の災害による被災者に対して見舞金等を給付する制度で、住民票、続柄等に関わらず居住実態による世帯を単位として実施。	
11	納税証明書等の発行	同居者(住民票同一世帯のものに限る)としての各種申請を受付。	税務課 電話: 0883-22-2215 FAX: 0883-22-2247 Eメール: zeimu@yoshinogawa.i-tokushima.jp
12	罹災・被災証明書の交付	同居者(住民票同一世帯のものに限る)としての各種申請を受付。	

ファミリーシップ宣誓をしなくても利用できるサービス

	利用可能な行政サービス	内 容	問い合わせ先
1	公立認定こども園の送迎	各園へ事前申し出を行った上で、保護者と同様に送迎が可能。	鴨島東こども園 電話: 0883-24-8911 FAX: 0883-24-8922 Eメール: kamohigashi-kids@yoshinogawa.i-tokushima.jp ----- 高越こども園 電話: 0883-42-2430 FAX: 0883-42-2400 Eメール: koutsu-kids@yoshinogawa.i-tokushima.jp